

学生・教職員各位

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、大学は感染症法に基づき、保健所の指示に従って、迅速に感染拡大の防止措置^{*注}を講じる必要があります。できるだけ速やかに、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

*注 聞き取り調査や訪問調査、濃厚接触者の判断など、保健所の公衆衛生業務に係る協力や情報提供、施設の消毒等

(1) 新型コロナウイルス感染が確定した場合

①学生は所属事務所に以下の事項を連絡し、出席停止の手続をする(治癒するまで出席停止)。

※参考 保健センターホームページ 学校における感染症

<https://www.waseda.jp/inst/hsc/information/healthcare/infection>

- 居住地(市区町村)
- 確定診断日および診断した医療機関名
- 発症日(症状出現日)
- 検査日および検査方法(PCR/抗原)
- 検査陽性判明日
- 入院・療養期間および場所(自宅・医療機関名・療養施設名)
- 経過・治療状況
- 渡航歴の有無
- 特に感染の疑われる経路
(家族、同居人、友人、学生寮、授業、部活・サークル、アルバイトなど)
- 最終登校日

学内での活動(発症前2日から現在までの対面授業、サークル等への出席等)

※学内での活動、関係者との接触がある場合は、「行動記録表」を提出する。

フォーマット:<https://waseda.box.com/s/qsksix7zud9jskexyk87azdi119pwtu>

<https://waseda.box.com/s/qsksix7zud9jskexyk87azdi119pwtu>

②所属事務所は、保健センター保健管理室(以下、保健管理室)に該当学生の状況を「新型コロナウイルス関連報告書」を用いて報告する。

フォーマット:<https://waseda.box.com/s/qsksix7zud9jskexyk87azdi119pwtu>

<https://waseda.box.com/s/qsksix7zud9jskexyk87azdi119pwtu>

※パスワードを設定し、Networkドライブ経由での報告を原則とする。

※送信用メールアドレス:covid_healthcarerom@list.waseda.jp

※学内立入している場合は、総務課へ立入箇所を報告する。

- ③保健管理室は、必要時保健所と連携し、保健所の指示に基づき対応する。
※原則として、保健所から保健管理室宛に連絡が届き、聞き取りや対応に関する指示等がある。
- ④保健管理室は、対策本部、所属事務所と情報を共有する。
※保健所の指示(訪問調査、教室等の消毒)についても同時に共有する。
- ⑤学生は、所属事務所に治癒した(登校が許可された)ことを報告する。
就業制限解除日
解除を受けた保健所名・医療機関名および連絡先
※治癒したことを証明できる文書(医療機関・保健所発行のもの)がある場合は、所属事務所へ提出する。
- ⑥所属事務所は、該当学生の状況を「新型コロナウイルス関連報告書」に追記し、保健管理室へ報告する。
- ⑦保健管理室は、対策本部に対し対応完了を報告する。

(2) 保健所から濃厚接触者と特定された場合

- ①学生は所属事務所に以下の事項を連絡し、出席停止の手続をする(保健所より指示された自宅待機期間)。
居住地(市区町村)
管轄保健所名
体調など現在の状況
周囲の感染者についての情報
保健所からの指示(健康観察期間など)
- ②所属事務所は、保健管理室に該当学生の状況を連絡する。
※連絡方法は、(1)-②を参照。
- ③保健管理室は、対策本部、所属事務所と情報を共有する。
- ④学生は、所属事務所に健康観察期間が終了したことを報告する。
健康観察期間終了日
指示のあった保健所名および連絡先
- ⑤所属事務所は、該当学生の状況を「新型コロナウイルス関連報告書」に追記し、保健管理室へ報告する。
- ⑥保健管理室は、対策本部に対し対応完了を報告する。

(3) 対面での授業・課外活動等に出席した学生が感染確定者になった場合

- ①所属事務所は、対応窓口となる担当者を決める。
- ②(1) - ①②の報告を保健管理室に行う。
- ③保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、次の情報収集を行う。
当該感染確定者の出席状況(対面授業・課外活動等)・学内立入箇所の特定
対面授業・課外活動等に出席していた他学生名簿(座席表があれば)
使用した教室・施設、フロア見取り図(換気状況など)

④教室・施設の消毒については保健所の指示に従うが、特段の指示がない場合は総務課に消毒を依頼する。

□感染者が使用した教室・施設

(パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など)

□感染者が接触したと考えられる共有スペース

(食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座)

⑤所属事務所は、保健所が濃厚接触者を特定するまでは、感染者の個人情報に配慮しながら、関係者および接触した可能性がある学生・教職員(対面授業・課外活動等に出席していた他学生など)に感染者情報を周知し、自宅待機および「健康観察」を指示する。

フォーマット:Ynas01YS6_保健センター@他箇所公開用@新型コロナウイルス感染症

<https://waseda.box.com/s/qsksix7zud9jskexyk87azdi119pwtu>

⑥保健所が濃厚接触者特定後、所属事務所は、特定されなかった学生・教職員に自宅待機解除の連絡をする。

⑦保健管理室は、対策本部、所属事務所と情報を共有する。

(4) 新型コロナウイルスについての相談がある場合

保健管理室にて健康相談ができます。

保健センター保健管理室 (平日 9 時～12 時 30 分、13 時 30 分～17 時)

直通電話 : 03-5286-9800 内線 : 71-5481～5

以下の公的窓口でも相談できます。

①各都道府県が開設した電話相談窓口 (9:00～21:00、平日・休日とも実施)

※電話相談窓口では、微熱や軽い咳、感染の不安等について相談できます。

お住まいの地域の相談窓口の電話番号は下記 URL からご確認ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html

②厚生労働省が開設した電話相談窓口 (9:00～21:00、平日・休日とも実施)

電話 : 0120-565653

以 上